

やまびこ

発行 地域療育相談室
広島市安芸区上瀬野南
1丁目338-3
TEL (082) 894-8958
FAX (082) 894-0403
広島県安芸郡府中町吉崎東
7-12
TEL (082) 282-6500
FAX (082) 282-4981

障害者自立支援法について

柏学園 地域療育コーディネーター

金丸 博一

広島の桜の開花が、関東より遅いというのはおかしな感じを受けました。お花見はいかがでしたか?

天気のいい日に、桜の花びらの舞い散るところで、お弁当を食べたり、ほろ酔い気分になつたりするなんて、考えてみると元気で、余裕がないとできないわけですから、贅沢なことであり、幸せなことですよね。

さて、前々回に私が担当して記載した内容に、次回は、重度の知的に障害を持つ成人の方のこれから のライフプランについて考えてみたいということを載せていましたが、障害者自立支援法が施行されるにあたって、ご家族の方、保護者の方が、取り急いで考えておいた方がよいであろうことを、今回はお知らせしたいと思います。ご了承ください。

さて、この法律の実施に伴い、行政からいろいろな連絡が入っていると思いますし、様々な手続

きを余儀なくされた方も多いことだと思います。お金のことが前面に出ている状況ですし、何かと負担が大きくなるケースもあるようですし、一方では支援費制度のときより却つて手続きが簡単になっているようを感じた、といった声も聞かれています。

とにかく様々な情報が保護者の方同士の中で流れおり、勝手にその都度、情報を自分なりに解釈し、一人で相談をとつて混乱していたご家族の方の話をいくつも聞きました。預金の現金化に始まり、ご本人さんの預金通帳の名義変更?、ご本人さんの住居変更?等々、奇怪な(失礼!)行動に走り回つたというエピソードをいくつも聞きました。少ない家計の中で、これ以上の負担がかかるとは何事ぞと、少しでも知恵を振り絞つて、わが子のために財産を守ろうとしたのでしょうかが、勇み足の連続です。

確かに今回の法律は、財政難から生み出された要素があることは確かです。支援費制度が始まつたものの、補正予算によって成り立つていてもよい状態でしたので、取り急いで財政的な基盤を作るために考えられたのが、今回の法律であります。しかも元々は「障害者自立支援給付法(仮称)」として、支援費制度を財政的に確立していくために出された法律です。「給付」ですからお金のことだけを目的として考えた法律だつたはずなのです。それが何をどこでどうしてどうなつたのか私は知りませんが、短期間で「障害者自立支援法」として大きく(?)出てしましました。

よくわからないうちに突然出てきた法律というイメージを持つてしまった方は、多かつたことでしょう。とにかく財政難から始まつたことだし、かなり大きく負担が増えるのだと解釈された方が、決して少なくなかつたのもわかります。改悪だの、福祉の後退だのと評価されたことが、少なくないのも理解できます。一方では、ハード面重視・はこもの重視の福祉から、ソフト志向でいわゆるマンパワーと人権重視の福祉へと転換しようとしていることや、同様なことにもなりますが、形より中身を大切にし、少しでも具体的な目標を持つた試み、指導・実践となるよう努めていることを、この法律から読み取ることもできます。さらに、国や都道府県行政主体による福祉から、市町村主体の福祉になるということですで、それぞれの地域が、地域の現状を冷静に評価し、足らないところは付け加え、力を入れるべきところは強化していくといったことを、住民主体で考えていかなければならなくなつたことは、いい意味では地域密着型の福祉へと転換していく絶好機に立ったとも考えられます。そのためには、地域の様々な機関や人材を有効に活用していくしかねばならないことも多く、いわゆる横のつながりが、これまで以上に必要となつてきます。人と人とのつながりが、福祉の基本的なところにあることは間違いないと思ひますので、優れた人材が細々と活動している部分を全体に生かし、連携していくチャンスが到来したとも考えています。さらには、一人一人に合ったサービスを提供していくことを目標にしていく法律でもありますから、本人の意思とは別に機械的に与えられるサービスではなく、自分の意思として選べるサービス、夢と希望がかなえられるためのきっかけや支援となるサービスを提供していく機能を早急に創



つていただきたいものです。障害を持つ人も当然社会の一員として、生き生きと地域で暮らしていくための大きな一步を踏み出していくたいものです。

といったように、ぼんやりしていると本当に福祉が後退していく法律ですし、プラス志向で解釈を加えて次々と問題に取り組んでいけば、すばらしい転換期となる法律でもあると私は考えています。まあいろいろな意味で未完成な法律であり、今後障害を持つご本人のためのものとして、有効に機能されるよう改良を加えていく必要があります。しかしながら、施行されるのは事実であり、とにかく前向きに考えていく必要があります。

この紙面では法律の特徴を伝えることはしませんが、簡単に言うなれば、前述の通りそれぞれの地域でよりよい障害者の福祉を創り出していくための、スタートに立つ機会となっていく法律と考えることができます。各市町村が、障害福祉についてどれだけ真剣に向かい合っていけるかが問われていくからです。各市町村の責任において、実施していくことになることが大きな部分を占めています。ですから「私の住んでいるところでは、どう変わっていくのか?」と注目していかなければなりません。当面は従来通りの福祉が受けているように、行政としても努めていくはずなのですが、来年、二、三年後という先は、どのように対応していくかわかりません。財政的に厳しい状況の市町村行政においては、少数派である障害福祉の分野は、次々と切り捨てられる可能性をもっています。一方では、これまで地方行政の窓口に苦情や不満

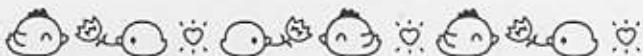
を訴えても、「上(国や県)の通達により決まっていることですから……」とか「ここでは何とも答えようがありません……」といった対応だったのが、市

町村行政の責任のもとに実施しているのですから、すぐに対応しなければならないことが増えてきました。ご家族の方の様々な想い、しんどいこと、不満に思っていること、疑問に感じていること等々、生の声として行政に届けていく時代に入ったと言えるわけです。私の町の福祉がどうなってほしいのかを、一人一人が考えていき、その想いを届けていくことがこれまで以上に大切なことです。そんなに頑張つても、これまで通り結果は得られないのではないか?

着手しません。

障害者自立支援法における障害福祉計画の主な目的は、厚生労働省の資料から抜粋しますと、①障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む→ニーズに応じたサービスの必要量を的確に見込み、必要な費用を確保 ②計画的な障害福祉サービス等の整備→必要量に応じた均衡あるサービス基盤の整備 ③計画的な人材の育成→特に、ケアマネジメントの制度化に伴うケアマネージャーの養成 といったことが記載しています。抽象的でわかりにくい表現ですが、要は、地域の障害を持つ人がどのようなサービスを必要としているのか、そのサービスを提供するためにはどういう機能を必要としているのかを明らかにし、すぐに使えるように準備し整えていきましょうといふのです。さらに障害福祉計画は、三年を一期といたします。住民のニーズがないとして、予算組みされていかなくなるのです。具体的な訴えなしに、行政の方々は動きようがありません。実は(?)行政の窓口の方で、一人一人の声に耳を傾けようとする心ある人は少なくありません。地域にどのようなニーズがあるのかを、丁寧に伝えていくことは今まで以上に大切となっているのです。

そこでひとつ頭に置いていただきたいのは、「障害福祉計画」についてです。障害福祉計画というのはこれまであったのですが、これからは市町村のその計画が、その地域の福祉に直接影響していくという上で最も重視していかなければなりません。その名の通り、障害福祉の計画ですので、その計画を基に予算化されますが、その地域の福祉に直接影響していくという上で意見書を求めています。①障害者とその家族をめぐる状況について(府中市における障害をもつ人とその家族をめぐる状況について、どういふ点が問題となっていると思いますか?お考えを具体的にお書きください) ②施策の方向について(障害をもつ人とその家族をめぐる様々な課題を解決するため、行政、地域、学校、家庭などにおいてどの



ようなサービスがなされるべきでしょうか？現在の

サービスの改善点や新たに必要なものなど、お書きください。③施策を展開していくための方法について（障害をもつ人とその家族を支援するための施策を効果的に展開していくための方法や、当事者や家族の声を生かす方法などについて、お書きください。）④

自由意見欄（上記のほかに、市の障害者プランや障害をもつ人への支援に関することで、意見等、ご自由にお書きください。）といった内容です。大変面倒でも、これまでの思いの丈をできるだけ多くの方が伝え頂いたほうが、障害福祉計画は充実していくと思います。そうした住民の声は、障害福祉計画の策定委員会で取り上げ、計画の内容の具体的な検討を行います。

次に大切なのが、その策定委員会の委員に誰がなるかということです。地域福祉と障害をもつ人のニーズに熟知された方が参加するべきで、各障害の親の会の代表メンバーとなる方の参加も不可欠でしょう。委員選定にあたっての推移や理由について、皆様の目を光らせていただきたいですし、策定委員会の会議録には毎回目を通し、または会議録が公開されるよう要求していくことを考えていくと良いのではないかでしょうか。この春から秋に向けて、自立支援法の基での新たな障害福祉計画が立てられていくことになりますし、昨年度同様の福祉の状態か、それ以下にその計画がならないように、ひと踏ん張りしなければなりません。ご家族の方、保護者の方のひと踏ん張りが何よりの起爆剤であり、一人一人の声が今後を大きく左右することになりそうです。今年のこの半年の間

が特に重要なと私は感じています！

「私の住むに町に夜間にショートステイ（レスバイト）できるところが欲しい」「こだわりが強く、対人面に大きい問題をもつ自閉的なタイプを理解できるヘルパーによるホームヘルプサービスを、受けてみたい」「障害をもつ人が安心して就労できる特例子会社が、地域の中にできるように企業に働きかけて欲しい」「学齢期において、夏休みなどの長期休みのときに対応してくれる機関が欲しい」「どんな障害にも対応でき、公的な機関だけでなく、民間の機関の情報窓口をつくる欲しい」「思春期を中心とした人の精神面の支えとなる相談とケアのできる所を確保して欲しい」「軽度発達障害とされる人への個別の支援を継続的につか、具体的に指導助言してくれる機関をつくりたい」「障害者手帳がなくても、軽度発達障害のように支援を必要とする人に、ホームヘルプサービスが使えるようにして欲しい」「地域生活をしていくために、自立生活が体験できる場所が地元になれば意味がないと思うが、早期に検討してもらいたい」

「精神に障害を持つ人の自助グループがない。そうしたグループをバックアップするシステムが欲しい」「障害をもつた人が、土・日曜日に利用する青年学級を、公民館活動として支援してもらいたい」「高齢者による障害者のジョブコーチが効果をあげていると聞いたことがあるが、シルバー人材センターと連携し、ジョブコーチを養成する研修を実施してはどうあくまでサービス支給を決定するときの参考材料としています。「一次」があるのなら、「二次」があります。二次判定では、市町村審査会といつて、「障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験者を勧めるワークショップを開いてはどうか」「一般

市民が参加しやすい福祉活動について、具体的な場の提供の計画を立ててはどうか」……等々、一人

一人の方が伝えてみるべきで、他の人が言つててくれるだろうではなく、同じことを言うことになるかもしれないが、私からも言つてみようと思つていただきたいなあと考えています。

もう一つ頭に置いていただきたいのは、障害の程度区分の認定調査についてです。この認定調査につきましては、自立支援給付を受けていく場合に行っていますので、学齢児のお子さんを持つ方は特に受けているとは思いますが、今後認定調査を受けられる方は、特に知つていただきたいこととして、調査の中にある「特記事項」についてお話ししたいと思います。

障害者自立支援法では、福祉サービスを受けていくにあたり、そのサービス支給の量を決定していく手続きが、公平にかつ透明性のあるものとして実施されるよう、「障害程度区分」というものが設けられました。本来は、障害の程度によりサービスを受ける量に差が出てくるのはおかしなことです。障害についての定義はありますが、とても曖昧なものですし、ここからは障害です、なんて線引きができるはずもないのですから……さて、一〇六項目のアセスメントをしたら、コンピューターによる結果が出て、一次判定として障害区分が出ます。もちろんここで出た判定は、あくまでサービス支給を決定するときの参考材料としています。「一次」があるのなら、「二次」があります。二次判定では、市町村審査会といつて、「障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験者を勧めるワークショップを開いてはどうか」「一般

験を有する者であつて、中立且つ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命する】とした委員が参加し、話し合われます。専門的な見地からも公正正大に、不平不満のあがらぬようなシステムとなつてゐるわけです！では、実際に審査会ではどのようなことが話し合われるでしょうか？認定調査の一項目ずつ検討するわけはありません。一次判定の結果が、妥当であるかどうかを話し合うのでしょうか？否、どんな方であるのかわからないのに、一時判定の結果にけちをつけるわけにはいきません。何ということでしょう！一時判定の結果は、そのまま障害程度区分となつてしまふのです。コンピューターが、結論を出してしまふのです！もう、ザンジやないよ！の世界です。

ではどうすればいいのでしょうか？もちろん認定の結果が通知されたら、その結果に不満がある場合、不服申し立てとして、疑問を投げかけていくことができます。しかしその前に、二次判定で議論していくケースとして取り上げてもらうために、先に述べた認定調査の中の「特記事項」について、知つておいてほしいのです。

この特記事項とは、認定調査員が各項目の調査の判断に迷うときに、具体的な状況等を記入していくことになっています。この特記事項に記入があると二次判定の審査会のときに、検討していくことになります。つまり、特記事項に記載されていれば、審査の対象となればよいわけではありませんが、そう簡単に障害の程度を決めてはほしくないものです。しかも、日々の家族の大変さや、本人の苦労は、障害の程

度区分に反映されるわけではありません。日々の障害を持つ方の苦労が、社会的な無理解から生じていることがまだまだ多いことや、ご家族が精神的に疲労している場合は、サービスの対象として勘案されても良いのではないかでしょうか。私は、二次判定の時点から個々の実態について、もっと細かく検討しなければならないケースがたくさんあると思っています。

例えば、環境の変化により、突然的に通常と違う声を出すことが1.ない 2.稀にある 3.週に一回以上 4.日に一回以上 5.日に頻回」といった項目があります。回数でいえば、月に一、二度なのであれば「2」となるのでしょうかが、これがかなり強烈で、近所中が目を覚ましてしまったくらいの声で叫び続けるといった場合はどうなるのでしょうか？このことが原因で母親は、ストレスを重ねて精神科に通院中としたら、やはりそのことは報告し、項目としては「2」なのかもしれないが、気持ちとしては「5」にしてほしいくらいだということを伝えていくべきでしょう。

認定調査における特記事項について

なのかもしれません、それぞれの方がすぐにできることの一つですし、一人一人の持つ問題を行政に届ける機会として、かなり重要視してよいのではないかと思っています。面倒だな、見ればわかるようなことで聞いてくるなんて、何だかばかばかしくもある、なんて調査を受けずに、とにかくまじめに障害の実情を伝えてほしいのです。軽く受け止めずに、重きをおいて応えていてほしいと思っています。それも、地域福祉の活性化に向けてのはじめの一歩となっていくでしょう。

伝達できる 2.ときどき伝達できる 3.ほとんど伝達できない 4.できない」といった項目については、大体はどれかの番号にあてはめ易いのではないかとは思います。しかし、親しい人に対してのみ伝達できることや、外出時には全くと言つていいほど伝達できなくなるといったことがあれば、正確に伝えていくべきでしよう。当然のことなのですが、多くの自閉症の方は、家では落ち着いており、日常的には自分で入浴し、着替えや排泄など問題はない方はいます。しか

し、いざ外出先となると、問題を起こしてしまったトラブルを避けるための生活を続けてしまい、このところは、問題もなく調査項目についても、「うができる」といつた評価となりがちかもしれません。地域生活に移行していくためのサービスを受けていくための、スタートとしての認定調査であることを忘れないでください。親がそばにいない時、よき理解者がそばにいない時を考え、各項目に応えてほしいと思います。

障害者自立支援法のことと、障害福祉計画についてと、認定調査のことについて的を絞つて書きましたが、単なる個人的な思いを書き連ねたに過ぎません。あまり難しく受け止めずに、読んでいただければ幸です。



瀬野キャンパスからのお知らせ

今年度の行事を以下のように計画しております。

(日程については変更する可能性があります)

・ファミリーフーム開村式

六月四日(日)

・ファミリーフーム草取り(2回)

七月二十一日(土)・九月三日(日)

・ファミリーフーム収穫祭

十月二十二日(日)

・もちつき大会

十一月十日(日)

・親と子の短期療育瀬野川学園

小学生、中学生対象

五月、九月

・生活能力訓練事業(瀬野柏の実苑・安芸柏の実苑) 高校生以上

六月、十一月



四月一十九日(土)
みどりの日記念わかれます。

ぜひ遊びに来てください。



※親と子の短期療育のお申し込みは、お問い合わせ電話で
お願いします。

瀬野川学園 1-11-1
0822-80-4-0000
(受付 横)



◎親と子の短期療育

別紙の申し込み用紙にて記入の上、お申し込み下さい。
「不規則な点がありましたら、瀬野川学園(担当
次郎道内)まで連絡下さい。

場所 志和福祉センター(東広島市志和町)
持参物 帽子、軍手、スコップ等(道具はござりません)
用意(しま)す、着替え、水筒、お弁当(十
前の方のみ)
参考料(一人) 四円
炬(け)の使用料(一区画) 千円
つま芋(芋焼)一本 三十五円×(一本程度)



柏学園からのお知らせ

★サタデーチャット(小学生対象)

「サタデーチャット」では、参加された皆様と当園スタッフが

情報や意見の交換をしています。「別に何の話も無いんだけど…」とか、「久しぶりに柏のスタッフにも会いたいなあ」とか、動機は何でもオッケーです。お気軽に参加してください。また、お子さんは別室でスタッフと通じていますので、一緒にいる園

下さ。



☆五月六日(土) 一年生グループ
☆六月十七日(土) 二・四年生グループ
☆七月一日(土) 五・六年生グループ

※参加希望の方は前日までにお電話ください。

編集後記

新しいことが毎日押しの四月。ようやく始まりましたーで
て、こんな一年になりますや。ただ、「夢」は、持たなけれ
ば叶わなうそうです。なので…とびきり大きな夢を持つて進
んで行こうかな。今年度もよろしくお願い致します。

募集ボランティアさん

◎法人合同運動会(四月二十九日)

社会福祉法人柏学園の施設とグループホームや
地域の方々が参加される運動会です。競技のお手伝い
をして下さる方を募集しています。

◎ファミリーフーム開村式(六月四日)

地域の方に芋植えをしていただく行事です(上記の
記事参照)一緒に芋植えのお手伝いをしてくださるボ
ランティアさんを募集しています。